



# 資料館だより

NO.68  
2019年  
6月号

過去と未来がひびきあう

—ようこそ、エコミューズへ。

[www.aozora.or.jp/shiryou/](http://www.aozora.or.jp/shiryou/)

あおぞら  
財団付属  
西淀川・公害と環境資料館  
**エコミューズ**

## ◆ 新しく西淀川公害裁判の企業担当者からヒアリングを行いました ◆



西淀川公害裁判の当事者からヒアリングとして、新たに住友金属の訴訟担当者だった久保美さんからお話を伺うことができました(環境省請負事業)。

久保さんは、1937(昭和12)年生まれ。小学生の頃は小倉市で育ち、八幡製鉄所に勤める人の子どもが近代的な社宅に暮らす様子にあこがれていたそうです。

住友金属に就職し、新たに溶鉱炉がつくられた和歌山の製鉄所に配属されました。総務課で公害に関する窓口を担当し、煤塵・煤煙・騒音・振動・排水など、地域の方から被害を見せられたときは「謝るしかなかった」そうです。農作物の被害を面積あたりいくらといったルールを決めて補償するなど、地元折衝を積み重ね、相手の立場を理解することの大切さを学ばれたと言います。40歳で西淀川公害訴訟の担当者に。裁判では原告の方との接触はほとんどなく、和歌山の対応とは違うことばかりだったそうです。



久保さんによると、公害訴訟の被告になったことについて企業内の認識は、当初、何も不法行為を行ったわけではなく、また単独被告ではないことから、必ずしも「不名誉なこと」としては受け止めていなかったそうです。また久保さんは「自分たち(企業)が本当の地域人だという当事者認識が薄いから、裁判にまでなってしまったのでは」と、当時を振り返りました。

現在は、法令遵守だけでなく、企業の社会的責任が問われることが当たり前になりましたが、そうした社会意識の変化をもたらしたのも、一連の公害裁判で市民が声を挙げてきた成果だということ、実感するヒアリングでした。(栗本知子)

## エコミューズ利用者の声

### 川崎公害病患者と家族の会 事務局長 大場泉太郎さん

全国公害患者の会連合会は2月18日、国(環境省)と自動車メーカー7社を被申立人として公害等調整委員会に「公害調停」を申立てました。

患者会は、1988年に全国41の公害指定地域を強行解除し、その結果、新たに発生した被害者の救済の道が閉ざされました。患者会は、解除反対の大運動に取り組み、解除強行後には新たな提訴また追加提訴で抗議しました。

各地の判決は、道路公害＝自動車公害を厳しく断罪し、尼崎、名古屋判決では「差し止め」が言い渡されました。そして東京訴訟では、自動車メーカーの社会的責任が認められました。

国は判決を真摯に受け止め、被害者救済制度を創設する必要がありましたが、「そらプロジェクトの結果を見てみたい」と引き延ばしを図りました。

指定地域解除後、深刻な大気汚染の状況が一変したわけではありません。当時の環境庁の施策や考えはどうであったのかを理解することは、「公害調停」を進めていくうえで大切なものと感じました。いざ、資料はとなるとインターネットで引いても昔の資料となってしまったものもあり、見つけることができませんでした。西淀川の資料館に尋ねたところ、読みたい資料がすぐに手に入りました。本当に助かりました。資料にあたり、環境庁が何を考え、どのような施策をしようとしたのか、その一端を理解できた気がします。たたかいに役立つ資料館、これからの一層の発展と充実を期待しています。

川崎公害病患者と家族の会 事務局長 大場泉太郎(65歳)

